



寄稿	JFSA 協会活動
貸金業界の20年前と今。 そしてこれから……………04 財務省 関東財務局 金融監督官 博士(経済学) 奥 愛氏	1 関係行政庁と日本貸金業協会との連携……………08 2 貸金業相談・紛争解決センターの活動……………10 3 協会活動PICK UP(令和5年度)……………12
巻頭言	インフォメーション
心理学的アプローチを活用した金融経済教育……………03 日本貸金業協会 会長 倉中 伸	消費者啓発コンテンツをご活用ください!……………14 借金などでお悩みの方へ ～貸金業相談・紛争解決センターの主なサービス～……………16 日本貸金業協会への加入について……………18
TOPICS	
金融リテラシー向上コンソーシアム……………06	

無償配布
のご案内

「金融トラブル防止のための Q&A BOOK 22の疑問」

【制作・発行】日本貸金業協会 【監修】公益社団法人 全国消費生活相談員協会

- お金との関わり方を知り、金融トラブルに巻き込まれないための知識や心構えを学ぶことができる小冊子です。
- 常に最新の情報を届けられるように改訂を重ねています。
- 全国の教育委員会や消費生活センターなどを通じ、広く消費者の皆さまに配布しご活用いただいています（累計発行数は300万部超）。

— 目次 — (A5判・カラー・44ページ)

💬 金銭感覚編

- Q.1 お金ってナニ？
- Q.2 キャッシュレス決済について教えて？
- Q.3 お金と上手につきあうために必要なことは？
- Q.4 多重債務とは？
- Q.5 多重債務に陥らないためには？

💬 家計管理編

- Q.6 可処分所得って何ですか？
- Q.7 お金を計画的に使うためには？
- Q.8 高収入アルバイト(副業)はキケンですか？

💬 契約と信用編

- Q.9 契約とは？
- Q.10 信用とは？

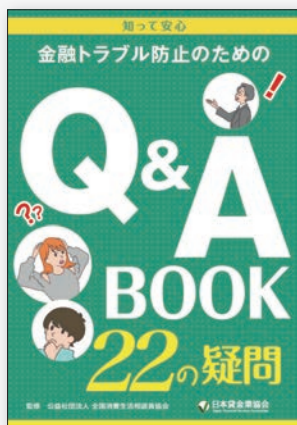
💬 ローン・クレジット編

- Q.11 ローンとクレジットの仕組みについて教えて？
- Q.12 ローンとクレジットの支払方法について教えて？
- Q.13 利息の意味と計算方法を教えて？
- Q.14 ローンとクレジットの審査について教えて？
- Q.15 信用信息って何ですか？

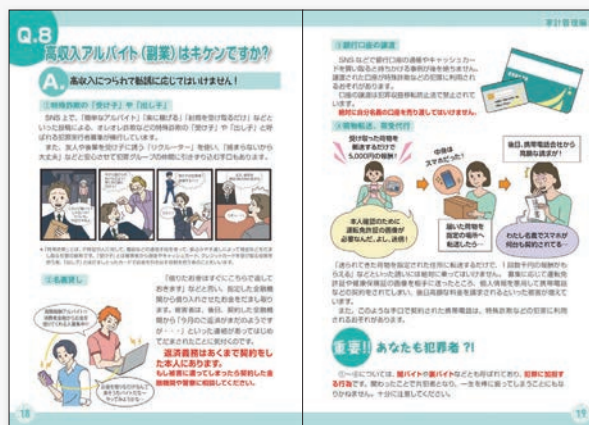
💬 金融トラブル編

- Q.16 カードのトラブルや犯罪について教えて？
- Q.17 悪質業者の手口を教えて？①(副業・投資の勧誘)
- Q.18 悪質業者の手口を教えて？②(ヤミ金融)
- Q.19 悪質業者の手口を教えて？③(マルチ商法)
- Q.20 悪質業者の手口を教えて？④(携帯電話の転売)
- Q.21 金融トラブルの解決方法を教えて？①
- Q.22 金融トラブルの解決方法を教えて？②

💬 困ったときの相談先



▲ 表紙



▲ Q.8 高収入アルバイト(副業)はキケンですか？

無償配布の
お申込み先

必要部数をお送りいたします。お気軽にお問い合わせください。

日本貸金業協会 教育研修部 消費者啓発課

電話 **03-5739-3018** (平日 9:30~17:30)

ホームページ https://www.j-fsa.or.jp/personal/monetary_education/publications/

申込受付ページ



心理学的アプローチを活用した 金融経済教育

日本貸金業協会 会長 倉中 伸



このたびの令和6年能登半島地震に伴う災害により被害を受けられた皆さまに、謹んでお見舞いを申し上げます。大きな災害のため多大なご苦勞をされていることと存じますが、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、当協会の広報誌「JFSA」2024年春号をお届けいたします。ここでは本号の内容から次の2つをご紹介します。

まず、当協会の消費者啓発冊子「金融トラブル防止のためのQ & A BOOK 22の疑問」です(2、13、15ページに関連記事)。「Q&A BOOK」は、公益社団法人全国消費生活相談員協会の監修を受け、協会設立当時から改訂を重ねつつ発行しており、主に教育委員会や消費生活センターを通じて若年層に無償配布しています。累計の配布数は300万部を超えるロングセラーです。初版では「10の疑問」だったものが最新号では「22の疑問」となっているのは、残念ながらトラブル事例が年を追って増加していることも関係しています。

お蔭様で大変好評を得ており、昨今金融経済教育の重要性が増す中、さまざまな場とさまざまな立場の方々によって、信頼の置ける学習テキストとして活用していただいております。私どもとしては、全国の高校生、大学生、専門学校生全員のお手元に置いていただいてもよいと思えますし、そのためにはどうすればいいかを考えているところです。なお、この巻頭言の左側(2ページ)で「Q&A BOOK」をご案内しておりますので、ぜひご用命いただけたら幸いです。

次に、本号では財務省関東財務局金融監督官の奥愛氏にご寄稿を頂戴いたしました(4~5ページに掲載)。行政の立場から国民が金融トラブルに遭わないよう、金融業界や警察、関係団体と連携しながら注意喚起をしているが効果について課題感がある、そうした中で心理学や行動経済学の研究成果の活用にとどり着いた、ということでした。

当協会は昨年6月、大手協会4社と協働して「金融リテラシー向上コンソーシアム」を設立し、「お金につまずかないための教育」というキャッチフレーズを掲げ、金融トラブルを回避するための教育・啓発活動を学校領域、職域に向けて展開しております。

最近思うことは、奥氏の問題意識と同じく、トラブル事例を知識としてインプットするだけでは足りず、「人間は誰でもだまされる」という自覚を促すことが重要なのではないかと、ということです。我々は詐欺等でだまされた人を見聞きしても「自分は大丈夫」だと思いがちですが、実はその自分も条件が整うとだまされてしまう弱点を有しており、その学問的裏付けのひとつが心理学という認知バイアスなのです。奥氏のご寄稿はこの点についてわかりやすく語っていただいているので、ぜひご一読いただきたいと思います。

また、私どもとしても、関東財務局をはじめとする行政機関や学識経験者と連携し、「心理学的アプローチ」を取り入れた金融経済教育をともに進めていきたいと考えております。

寄稿

貸金業界の20年前と今。 そしてこれから



財務省 関東財務局 金融監督官

おく あい
奥 愛 氏
博士(経済学)

【略歴】

1998年大蔵省関東財務局入局。これまで財務省、関東財務局、北陸財務局、金融庁で勤務。アメリカに留学（イエール大学MA）及び勤務で5年滞在。財務省の財務総合政策研究所に在籍中に博士号を取得（経済学、立教大学）。最近は、関東財務局で総務課長、東京財務事務所次長（金融担当）を経て、2023年7月より現職。

私は、2000年代に貸金業者の検査を経験し、その後、別の業務にしばらく携わったのち、2020年代に入って貸金業者の監督行政に従事しています。貸金業界の20年前と今を二時点間で比較して実感したことは、貸金業界が健全化に向かって確実に進んできたということです。特に強く印象づけられたことは、貸金業界が利用者の金融トラブル防止のための取組みをさらに強く押し進めていることです。

行政側でも、国民が金融トラブルに遭わないよう、金融業界や警察、関係団体と連携しながら注意喚起を繰り返し行っています。金融トラブルのなかには、儲かると言われて、投資をするためのお金を貸金業者から借りて投資をしたが、後でだまされたことに気づく、という消費者の事例があります。しかし、注意喚起を繰り返しても、金融トラブルはいっこうに減る様子がありません。果たして、私たちが行っている注意喚起のやり方は効果があるのか。それが私たち行政側に突き付けられた課題でした。

この課題に対応するためには、最近の事例紹介だけでなく、被害を減らすためには「なぜ人はだまされるのか」を知ることが重要ではないか、そうした考えに行きつきました。そこで、金融トラブルに関連する論文や書籍をリサーチし、たどり着いたのが心理学的なアプローチを用いる講義手法でした。

ニュースでもさかんに注意喚起がされている詐欺に、なぜ多くの人がひっかかってしまうのか。詐欺のニュースを聞いた時、「なぜだまされるんだろう、自分は大丈夫」と思う方も多いと思います。これは、後知恵バイアスといい、結末を知ると、それを以前から予測可能だったと錯覚し、自分は大丈夫と考えてしまう傾向、と心理学関係の研究では紹介されています。

こうした心理学の研究成果を調べて作成した講義資料を用意し、東京都内の民生委員の方々への金融経済教育で実践してみました。すると、参加者の方々からは「いつも事例はよく聞いていたけど、なぜだまされてしまうのかといった話は初めて聞いた」、「知っていれば心構えができる」などの感想が寄せられ、手ごたえを感じました。

また、神奈川県で大学で行った講義の中でも、「なぜだまされてしまうのか」を心理学的なアプローチの観点から説明しました。学生は、事例を紹介して注意喚起するといった一方通行の講義よりも、心理学を用いてなぜそうになってしまうのか考えてみようといった話の方に興味を持つことを肌で感じました。

そんなある日、驚くことがありました。いつも読んでいる金融雑誌の巻頭コーナーで、「金融経済教育と心理学的アプローチ」と題する寄稿を目にしたのです*。しかも、その執筆者は、日本貸金業協会の倉中伸会長でした。急いで中身を読むと、倉中会長のご主張は、まさに我々が考えていた問題意識とたどり着いた考えの方向性が同じだったことに大いに驚きました。それと同時に、大変心強く感じました。

「なぜだまされてしまうのか」——多くの人がその答えを知りたいと考える問いです。何らかの答えに近づくべく、知見を学び、自分で考えていくプロセスこそが有効ではないかと思います。講義受講者の様子からうかがえたことは、だまされるメカニズムに関する研究から導き出された様々な理論を知ると、事例を聞いてなぜだまされてしまったのかという分析ができるようになり、自らの学びにつながっているのではないかということです。

そうは言っても自分は心理学の専門家ではないし、ハードルが高そうだと、思うかもしれません。でも、思いつくキーワードを入れて論文検索サイトで検索をかけると、専門家や研究者の研究成果を簡単に知ることができます。心理学以外にも、行動経済学の研究成果も役立つのではないかと思います。社会科学の研究成果を実社会の課題解決に活用していく余地は大きいと感じています。

日本貸金業協会は、金融経済教育を普及するために、大手貸金業者と連携して「金融リテラシー向上コンソーシアム」を昨年、立ち上げられました。消費者の金融リテラシーを高めるために、関係者が一丸となって積極的に取り組まれている動きに力強さを感じます。そして、心理学的アプローチの調査も進めながら工夫を重ねられています。さらに日本貸金業協会では、注意喚起の動画や「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」の冊子も作成されており、我々も活用させていただいております。こうした取組みが、だまされにくい消費者の裾野を広げ、ひいては貸金業界のさらなる健全化につながるものと期待しています。これからも、日本貸金業協会や貸金業者の皆様と取り組んでいきたいと思っております。

20年前と今を比べると、貸金業界は大きく変わりました。貸金業界に対して、もう一つ、注目していることがあります。金融庁の「貸金業者向けの総合的な監督指針」の最初にある「基本的な考え方」には、「貸金業は、消費者及び事業者の多様な資金需要に利便性の高い融資商品の提供や迅速な審査等をもって対応することにより、その円滑な資金調達に寄与しており、我が国の金融システムにおいて、預金という原資の性格上、リスクの高い融資には慎重に対処せざるをえない預金取扱金融機関の融資を補完する重要な役割を果たしている。」とあります。貸金業は、他の業態では対応できない社会的な課題に貢献できる役割も大きいと考えています。貸金業の可能性について、今後も日本貸金業協会や貸金業者の皆様と意見交換を重ね続けていきたいと思っております。今から20年後、貸金業界がどのように発展しているのか。その役割を担う一人として、皆様とともに頑張っていきたいと思います。

関東財務局でも注意喚起動画を作成しています。ぜひご覧ください。
（「ヤミ金融」にダマサレタ!! SNS個人間融資」の動画もあります。）



※「週刊金融財政事情」2023年10月24日号 巻頭コラム「時論」に掲載された当協会会長・倉中伸の寄稿「金融経済教育と心理学的アプローチ」。同誌編集部
の許諾を受け、当協会ホームページ「広報TOPICS」欄に紙面を掲載しています。https://www.j-fsa.or.jp/doc/association/public/231030.pdf

金融リテラシー向上コンソーシアム

～資金需要者等の金融リテラシー向上と金融トラブル被害防止のために～

日本貸金業協会は2023年6月、大手協会4社とともに協働事業体「金融リテラシー向上コンソーシアム」を設立し、関係機関・団体との連携強化や新規の会員加入等により活動の輪を広げながら、資金需要者等の金融リテラシー向上及び金融トラブル被害防止に資する取組みを進めてまいりました。

専用HP

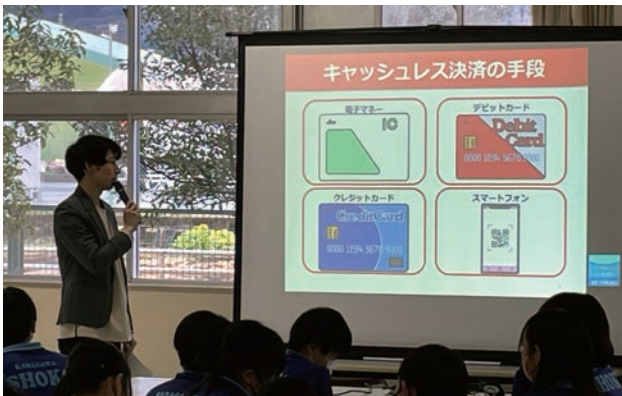


公式X



皆様方におかれましては、本コンソーシアムによる「お金でつまづかないための教育」へのご理解と、金融トラブル被害の防止に向けた一層のご連携をよろしく申し上げます。

活動ダイジェスト



<金融経済教育セミナーの開催>

幅広い世代の金融リテラシー向上を支援するため、文部科学省の学習指導要領や金融経済教育推進会議が公表した「金融リテラシー・マップ」に基づいた講義(対面・オンライン)を無償で実施しています。

(写真) 中学校での金融経済教育セミナーの様様



<分科会の開催>

4つの分科会を定期的に行い、本コンソーシアムの具体的な取組みを議論しています。

- コンテンツ分科会
- 受注拡大分科会
- Web媒体分科会
- 金融犯罪対策分科会

(写真) 分科会の様様

本コンソーシアムの今後の取組みについて

- お金でつまづかない人を一人でも増やすため、関係機関・団体等とも連携し、金融トラブル防止策の推進及び教育啓発活動の拡大を図ってまいります。
- 新設された金融経済教育推進機構が目指す「官民一体となった金融経済教育の戦略的推進」への貢献も念頭に取組みを進めます。

お金でつまづかない人を一人でも増やす

金融トラブル
防止策の
推進強化

教育啓発活動
の量的拡大・
質的向上

関連業界横断
的な活動の
基盤づくり



金融経済教育セミナーのご案内



- 本コンソーシアムの認定講師を派遣いたします。費用は一切かかりません。
- セミナーの開催形式は対面とオンラインからお選びいただけます。

セミナーコンテンツ

家計管理・生活設計

日々の家計管理における支出の目的と優先順位の考え方、ライフプランニングの必要性等を明確にするポイントを紹介しています。

<コンテンツ例>

- ライフプランニング
- 家計とは(家計管理)
- 収支の運営管理
- お金の使い方、上手に付き合うためのポイント

ローン・クレジット

適切に金融商品を選択できるように、契約に関する基本姿勢を学習し、利便性が高い一方で、使い過ぎによるリスクを考慮して利用するポイントなどを紹介しています。

<コンテンツ例>

- ローン・クレジットの仕組み
- 金利と利息
- 信用と消費者信用
- 奨学金
- キャッシュレス
- 成年年齢について

金融トラブル対策

日々巧妙化している悪徳業者による金融トラブルの様々な具体的事例を学ぶとともに、被害にあったらどうなるのか、被害にあわないための心構えや対策方法などについて紹介しています。

<コンテンツ例>

- カードトラブル
- ヤミ金融
- 多重債務
- インターネットトラブル
- 悪質商法・マルチ商法
- 巻き込まれた際の対処方法

上記以外にも、受講者のニーズに応じた学習プログラムをご提供可能です。

ライフプランを考えよう

ライフプランの意義

【夢】
【目標】

7

金融トラブルとは

私たち消費者を取り巻く環境の変化

①情報社会の発展
いつでもどこでもインターネットが使える環境

②キャッシュレスな時代
電子マネーやクレジットカードなど現金を使用しない取引の増加

あなたの大切な資産を狙う詐欺や犯罪の手口も環境の変化に合わせて巧妙かつ複雑化してきている

現在の消費環境に対応するための知識を身に着ける必要がある！

8

セミナーのお申込み・お問合せ

- 事務局 電話 **03-5739-3016**
- 専用ホームページ <https://www.j-fsa.or.jp/flic/about-seminar/>

セミナー案内





関係行政庁と 日本貸金業協会との連携

～貸金業者の監督、資金需要者等の利益の保護、協会加入促進で協力～

全国の財務局・財務事務所・都道府県の貸金業担当部局は、貸金業法及び金融庁「貸金業者向けの総合的な監督指針」等に基づき、日本貸金業協会と連携して貸金業者の監督にあたっています。また、多重債務の発生抑止や金融経済知識の普及・啓発活動など、資金需要者等の保護に資する取組みについても協会と連携して取り組んでいます。

さらに、貸金業法が期待する「日本貸金業協会の自主規制機能発揮」の観点からは、できるだけ多くの貸金業者の協会加入が望まれることから、当協会は加入促進の面でも関係行政庁の支援を受けています。

東京財務事務所及び東京都との連携

全国の登録貸金業者の半数強は、関東財務局管内(※)に本店を置く貸金業者で占められており、また、新規貸金業登録業者の約6割は、東京都知事登録業者です(令和5年度実績)。

(※) 関東財務局管内・・・東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県、栃木県、茨城県、群馬県、新潟県、長野県

こうした現状に鑑み、東京都内での行政・協会の一層の連携強化を図るため、当協会は関東財務局東京財務事務所(理財第四課)と東京都(産業労働局金融部貸金業対策課)に呼びかけ、2024年1月、協会本部において三者による連携会合を初めて開催しました。

会合には東京財務事務所の理財第四課長、東京都の貸金業対策課長をはじめ、関係職員の皆さまにもご出席いただき、「管轄貸金業者の監督等に関し、自由かつ建設的な情報・意見交換ができる場」として、今後も継続して開催していく方針で一致しました。



▲ 会合の様様(2024年1月、日本貸金業協会本部)

● 連携の成果は協会加入促進でも

当協会は、貸金業を新たに開業しようとする事業者や個人に対して、法令に則った登録申請手続きが円滑に進められるよう、協会加入を前提とした「支援制度」を設けています。

新規開業希望者が特に多い東京都においては、行政庁への開業相談から支援制度の利用に結びつく事例が多数見られ、こうした連携によって東京都に本店を置く新規貸金業登録業者の協会加入率はここ5年で30%以上増加しています。

【参考：東京都内の新規貸金業登録業者の協会加入率の推移】

✓ 東京都貸金業対策課との連携が実を結び、協会加入率はここ5年で30%以上増加した

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規数	55	52	58	44	45
加入数	27	26	26	25	36
加入率	49%	50%	45%	57%	80%

※令和5年度の加入率は、80%(令和6年1月現在)

「支援制度」について

本誌18～19ページで
詳細をご紹介します。



インタビュー | 大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課

大阪府商工労働部中小企業支援室金融課と日本貸金業協会大阪府支部は、大阪府知事登録の貸金業者の監督・指導や登録申請・各種届出などの窓口事務、消費者啓発活動など、多岐にわたって連携しています。また、本年1月には府立学校の金融経済教育所管部署に対し「金融リテラシー向上コンソーシアム」の講師派遣制度について、教育現場への周知依頼のご協力をいただきました。

そこで、本号では当協会との連携について府金融課の皆様にお話を伺いました。

Q1 商工労働部中小企業支援室金融課の業務内容についてお聞かせください。

A1 大阪府知事登録の貸金業者は令和6年1月末現在125者で、全国の登録事業者総数の約1割を占めています。当課貸金業対策グループでは貸金業法に基づき、府内の貸金業者の新規登録や登録の更新に係る業務を担っています。また、貸金業者に対して立入検査等による指導監督を行うとともに、貸金業に関する苦情相談への対応や啓発宣伝事業を展開し、貸金業者の業務運営の適正化と資金需要者等の利益の保護を図っています。

Q2 貴課にとって、日本貸金業協会大阪府支部はどのような存在でしょうか。

A2 貴協会とは貸金業法第41条の8の規定に基づき、行政協力事務に係る協定を締結し、大阪府知事登録の貸金業者で貴協会に加入する協会員に対し法令上求められる届出が適切になされるよう協力を得ています。また、新たに貸金業の登録を検討している事業者に対する各種問い合わせ対応や社内規則の作成支援など、多岐に渡りご助力をいただいております、大変ありがたく思っています。

Q3 令和4年4月に成年年齢が引き下げられましたが、貴課における若年者に対する金融トラブル被害防止に向けた取組みがあればお聞かせください。

A3 当課における独自の取組みとしては、法改正に先立って令和3年度から若年者の金銭トラブル防止を目的としたチラシを作成し、府立高校・大学はじめ府内の教育施設や市町村などに注意喚起を行ってきました。令和5年度は金融リテラシーにフォーカスした内容で若年者の金銭トラブル防止啓発リーフレット（電子媒体）を作成し、FacebookやX（旧Twitter）など若年者がよく利用するSNSを活用した広報を展開しています。



金銭トラブル
防止啓発
リーフレット

Q4 当協会は、今後とも貴課と緊密に連携し、貸金業者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護に尽力していく所存です。当協会へのご要望などがありましたらお聞かせください。

A4 貴協会による、貸金業者に対する法令等の知識の習得及びコンプライアンス態勢の確立・維持等を目的とした各種研修の開催や協会機関紙、ホームページによる広報の展開など、法令等遵守の取組みや啓発活動に対し、当課としても敬意を表するところです。

今後とも、貸金業者への適切な指導監督業務をはじめ、資金需要者等の利益の保護に向けた金融経済教育及び金融トラブル被害の防止や生活再建支援に向けた普及・啓発活動について、ご協力いただければ幸いです。



▲ インタビュー後に写真撮影にご協力いただきました
(左から 角 総括主査、北邨 課長、田中 課長補佐)



貸金業相談・紛争解決センターの活動

～消費生活センターとの情報・意見交換会、相談窓口担当者向けの研修実施～

本稿では、貸金業相談・紛争解決センターの多岐にわたる活動の中から「消費生活センター相談員との情報・意見交換会」と「相談窓口担当者向けの研修実施（講師派遣）」を取り上げます。

なお、貸金業相談・紛争解決センターの主なサービスについては本誌16～17ページをご覧ください。

消費生活センター相談員との情報・意見交換会

貸金業相談・紛争解決センターでは、消費生活センター相談員の皆さまと相談現場の状況や当協会の取組みなどについて定期的に情報・意見交換会を開催しています。従前は首都圏地区の消費生活センターのみを対象としていましたが、オンライン会議方式の活用による実施エリアの拡大を図った結果、令和4年度からは全国すべての地区の消費生活センターを対象に実施しています。

令和5年度は、昨年6月の関東地区（26センター、34名）、9月の北海道・東北・北陸地区（18センター、24名）、11月の東海・近畿・中国地区（24センター、35名）、今年1月の四国・九州・沖縄地区（27センター、36名）と全国を4ブロックに分けて開催しました。

昨年9月の「北海道・東北・北陸地区消費生活センター相談員との情報・意見交換会」では、「画面共有アプリを利用した金融トラブル事例」、「若年層への貸付審査に係る利用目的の確認方法」等をテーマに、相談員等との間で活発な情報・意見交換が行われました。

貸金業相談・紛争解決センターに寄せられた「画面共有アプリを利用した金融トラブル事例」を紹介したところ、貸金業者に対して、「信用情報機関に照会情報が登録され、借り回りが推察されるような場合には、より慎重な審査をしてほしい」「資金用途に対しては副業ではないと答えるように指示されているので、より丁寧に資金用途の確認を行ってほしい」「融資の申込みは本人の意思で行うものなので、web画面に“他人からの求めに応じての申込みでない”などのチェックボックスを設置していただく等の工夫があれば良いのではないか」という要望や、「協会員の適切な対応により、副業に関するトラブルを未然に防止した事例もあることを知った。引き続きの対応をお願いしたい」との意見もありました。

若年層への貸付審査に係る利用目的の確認方法については、「18歳、19歳の若年者への与信については協会のガイドラインがあるが、それ以外の若年層や、50万以下の貸付時についても収入証明の提出を求めるように規制してほしい」といった要望や、「ネット申込みの場合、貸付限度額を年齢によって下げる等の対応を行なうことはあるか」などの質問がありました。そのほか、「この情報・意見交換会は、消費生活センターの現場の意見を聞いてもらえる貴重な機会である」との意見もありました。

また、当協会が大手協会と設立した協働事業体「金融リテラシー向上コンソーシアム」の概要や展望等についても説明を行い、取組みへの理解を求めました。



▲ 情報・意見交換会の模様（2023年9月、協会本部）

相談窓口担当者向けの研修実施（講師派遣）

● 山形・多重債務相談市町村等担当者研修会

昨年11月、山形県消費生活センターの主催による「多重債務相談市町村等担当者研修会」が開催され、貸金業相談・紛争解決センターから講師を派遣しました。

山形県内の16市町村の相談員と東北財務局及び県職員等、合計28名が参加し、多重債務相談への対応についてロールプレイングを含む「カウンセリング的アプローチを用いた相談対応」の実践的な研修が行われました。

受講者からは「聴きとりの手法は業務に大変役立つ」「ロールプレイは楽しく、勉強になった」「納付相談（税）にも取り入れられる」等の声が寄せられました。



▲ 研修会の模様（2023年11月、山形県庁）

● 富山・生活福祉資金貸付事業担当職員研修会

昨年12月、富山県社会福祉協議会主催による「生活福祉資金貸付事業担当職員研修会」が開催され、貸金業相談・紛争解決センターから講師を派遣しました。

研修会には県内各市町村の社会福祉協議会で生活福祉資金貸付事業に従事する職員18名が参加し、多重債務相談への対応についてロールプレイングを含む「カウンセリング的アプローチを用いた相談対応と家計管理」についての実践的な研修が行われました。

受講者からは「実践的な内容を学ぶことができた」「面接の際に活かしていきたい」等の声が寄せられました。



▲ 研修会の模様（2023年12月、富山県総合福祉会館）

～相談窓口担当者向けの研修のご案内～

相談者やお客様へ適切な助言や対応ができるように、
カウンセリングの手法や家計管理支援について学んでいただくことができます。
お気軽にお問い合わせください。

研修案内
(協会HP)

<研修プログラム例>

■ カウンセリング的手法

- 生活困窮者・多重債務者とは
- カウンセリングとは
- 姿勢・態度と各種技法

■ 家計管理支援

- 家計管理支援の必要性と目的
- 家計管理支援の進め方
- 家計改善プラン策定のポイント

<対 象>

- 企業及び行政庁の消費者相談担当者
(特に債務相談に従事する方)
- 協会の顧客対応担当者

<お問い合わせ>

日本貸金業協会 教育研修部
電話 03-5739-3018
(平日9:30~17:30)





協会活動 PICK UP (令和5年度)

令和5年度(2023年度)の活動の中から、広報担当がピックアップしてお届けします。

01 第16回定時総会

2023年
6月



▲ 定時総会の模様(東京會館)

東京會館(東京都千代田区)において、第16回定時総会を開催しました。

総会には代議員98名が出席し(委任状を含む)、令和5年度事業計画書(案)など上程された5つの議案がいずれも原案通り承認可決されました。

02 「金融リテラシー向上コンソーシアム」を設立

2023年
6月

日本貸金業協会は貸金業大手4社と協働して、金融リテラシー向上推進のためのコンソーシアム(協働事業体)を設立しました。

本コンソーシアムは、「資金需要者等の金融リテラシー向上及び金融トラブル被害防止」を目的としています。

※本誌6~7ページの関連記事もあわせてご覧ください。



▲ 設立記者会見の模様(東京會館)

03 消費者信用関係団体懇談会

2023年
4月、10月

全国銀行協会、日本クレジット協会、日本貸金業協会の3団体による懇談会がオンライン会議方式で開催されました。

この懇談会は、金融庁および経済産業省の協力を得ながら、各団体が実施している「多重債務防止のための消費者啓発活動」について情報交換を行うとともに、共同して取り組むべき様々な対策について協議を重ねています。



▲ 懇談会の模様(協会本部)

04 マネロン・テロ資金供与対策に係る態勢整備支援

通年

金融庁が関連ガイドラインで示した「対応が求められる事項」の対応期限(2024年3月末)が迫る中、協会員がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備を円滑に進められるように、以下の支援を実施しました。

- コンプライアンス研修会の開催(東京・大阪・名古屋・福岡)
- 協会ホームページや機関紙を通じた周知・情報提供等
- 金融庁ガイドラインに基づく自己検証リストの公表
- 態勢整備の支援に関するQ&Aの公表
- 社内規則策定ガイドラインや特定事業者作成書面等の改正



▲コンプライアンス研修会の模様(東京会場)

05 「貸金業者の広告に関する細則」の新設

2023年
10月

インターネット広告に関する規定の明確化等の観点から、従来の「広告審査に係る審査基準」の見直しを行い、新たに「貸金業者の広告に関する細則」を策定しました。

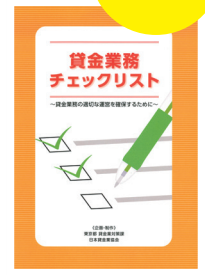
景品表示法の遵守及び消費者庁の関連ガイドラインに沿った広告主としての管理態勢の構築が必要である旨を規定しています。

06 東京都と共同で「貸金業務チェックリスト」を制作

2024年
2月

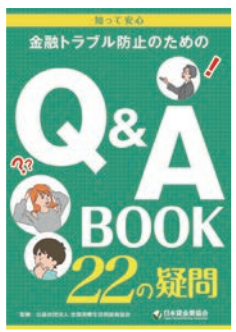
東京都貸金業対策課と当協会は、貸金業者が貸金業務の適切な運営を確保するためのツールとして、「貸金業務チェックリスト～貸金業務の適切な運営を確保するために～」を共同で制作しました。

各チェック事項は、東京都の検査や当協会の監査における指摘事項や指導事項などを踏まえ、貸金業者が適切な業務運営を確保するうえで特に留意すべき内容としています。



07 教育・研修サービス企業へ消費者啓発教材を無償提供

2023年
11月



社会人向け教育・研修サービスを手掛ける株式会社インソース(東証プライム上場)の協力を得て、当協会の消費者啓発教材「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」を同社のビジネス基礎テキストの別冊付録として配布しています(同テキストは主に新社会人向けの研修で使用)。

本施策には、社会人としてのスタートにあたって「金融トラブルに巻き込まれないためのリテラシー」を備えてもらう狙いがあります。

※本誌2ページ及び15ページで、「Q&A BOOK」を紹介しています。

消費者啓発コンテンツをご活用ください！

日本貸金業協会は、消費者の皆さまが金融トラブルに遭うことなく、安全で安心な暮らしを送っていただくための情報提供を目的として、様々な啓発コンテンツをご用意しています。

お問い合わせ先

教育研修部 消費者啓発課 TEL 03-5739-3018 MAIL keihatsu@j-fsa.jp



中高生のためのe-learning講座

日本貸金業協会公式ウェブサイトで開催中！

中高生のための

e-learning 講座

いまから知っておきたい 金融経済基礎知識



啓発コンテンツ
Web ページ



- それぞれの項目について動画で解説しています。
- クイズに挑戦して知識をさらに深めることができます。



民法の改正により、成年年齢が18歳になりました。

知識や経験が不十分な新成人は悪質業者に狙われやすいことから、消費者被害の低年齢化が懸念されています。

これを受け、日本貸金業協会は、東京都と共同して、中高生に身に付けてほしい金融経済に関する基礎知識を体系的に学べるe-learning教材を作成しました。

社会科・家庭科の授業作りや、保護者の方の学び直しにも役立つ内容です。

講座内容の一覧

No.	項目	内容	動画時間
1	キャッシュレス決済	キャッシュレス決済の手段、支払いのタイミング、注意点	1分56秒
2	多重債務	多重債務の定義、多重債務に陥らないためのポイント、債務整理など	2分39秒
3	家計管理	収支バランス、貯蓄、高収入アルバイトの落とし穴	2分41秒
4	契約	契約の成立、拘束力、未成年者取消権	2分10秒
5	ローン	ローンの仕組み、上限金利、利息の計算	3分12秒
6	ヤミ金融	貸金業登録について、ヤミ金融の手口	2分30秒
7	クレジット	クレジットの仕組み、支払い方法、リボ払いの注意点	2分19秒
8	消費者トラブル	若年者が狙われやすい金融トラブルの事例	2分04秒
9	トラブルの解決方法	クーリング・オフ制度	2分17秒
10	困ったときの相談先	消費者ホットライン、警察相談専用電話、東京都貸金業対策課、日本貸金業協会	1分36秒

▶ 若年者が巻き込まれやすい金融トラブル事例



啓発コンテンツ
Web ページ



若年者が巻き込まれやすい金融トラブルの啓発動画を集めた Web ページです。「個人間融資」「副業詐欺」「特殊詐欺の受け子」など15本の短編動画は、若者に人気の「TikTok」でも広告配信しています。

▶ 若者を狙う悪質業者にご注意!

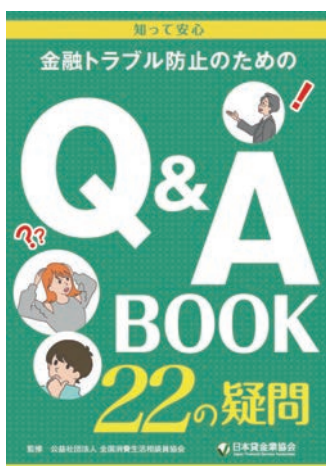


啓発コンテンツ
Web ページ



協会公式 YouTube チャンネルで配信中の若年層向け啓発動画を集めた Web ページです。2022年4月の成年年齢の引き下げに合わせ、金融庁の後援を受けて制作しました。

📖 金融トラブル防止のための Q&A BOOK



お金との関わり方を知り、金融トラブルに巻き込まれないための知識や心構えを学ぶことができる小冊子です。

常に最新の情報を届けられるように改訂を重ねており、当協会ではこの冊子を全国の教育委員会や消費生活センターを通じて若年層に配布しているほか、出前講座の副教材としても活用しています。

ご希望者には無償配布しておりますので、協会ホームページ(上の二次元コード)からお申し込みください。

Q&A BOOK
無償配布申込



※本誌2ページをあわせてご覧ください。

借金などでお悩みの方へ

～貸金業相談・紛争解決センターの主なサービス～

貸金業相談・紛争解決センターは、貸金業に関連する借入れや返済のご相談、貸付自粛制度の受付、貸金業者の業務に対する苦情や紛争解決窓口として、日本貸金業協会が運営しています。

特に多重債務問題については、債務者の状況に応じた助言や情報の提供、再発防止を目的としたカウンセリングや家計管理の実行支援を行っています。

ご相談や苦情の申立て、カウンセリングや貸付自粛制度の利用については、手数料はかかりません。



相談窓口のご案内

- 「登録貸金業者か確認したい」「貸付契約の内容に不明な点がある」等の相談や、「多額の借金を抱え返済に困っている」「借金の整理方法がわからない」等の相談をお受けしています。
- 契約者等（申立人）から貸金業者（相手方）に対する「不満足の表明」等の苦情をお受けしています。
- 苦情が解決しない場合、金融ADR（金融分野における裁判外紛争解決制度）への移行が可能です。



借金などに関する様々なご相談・お問い合わせ・苦情をお受けします。

■ 一般向け相談窓口

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝休日・年末年始を除く）



0570-051-051 または **03-5739-3861**

■ Web相談受付

協会ホームページの送信フォームから寄せられたご相談について、担当者よりお電話でご連絡します。

協会ホームページ
(Web相談受付)



■ 若年者金融トラブルホットライン

若年層の金融に係るトラブルに対応するため専任の相談員を配置しています。

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝休日・年末年始を除く）



0570-008-661 または **03-6277-2355**



生活再建支援カウンセリング

債務問題は、債務整理だけでは解決したと言えません。所定の研修を修了したカウンセラーが、相談者との信頼関係をもとに、家計収支の改善実行や債務の原因となるギャンブル・買い物癖等の問題行動に対して、心理カウンセリングを通じて再発防止を図ります。

また、本人だけでなく家族からの相談も受け付けており、ご夫婦や親子などを対象とした家族カウンセリングも行っています。

協会ホームページ
(生活再建支援
カウンセリング)



たとえばこんな人

〈ご本人様〉

- ギャンブルがやめられない
- 買い物が止まらない
- 浪費癖がある
- 金銭感覚がない
- 毎月赤字になる



〈ご家族の方へ〉

- 何度肩代わりしても借金を繰り返すでも……
- ヤミ金に手を出すのではないかな
- 職場で不正をしないかな
- 自殺や犯罪に至るのではないかな



以下のような効果が期待できます

行動パターン改善

- 依存行動の克服
- 対人スキル改善

家族への心理的支援

- 本人に対する不安の軽減
- 本人との関わり方の改善

家計の健全性回復

- 家計収支改善による返済計画構築
- 生計を維持するためのスキル習得
- 将来の生活設計等



貸付自粛制度

貸付自粛制度は、個人信用情報機関に「自分に融資をしないで欲しい」という情報を登録する制度です。

- 過度の買い物など浪費の習癖
- ギャンブル等依存症

等で本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあること、その他の理由により、本人が自らを自粛対象者とする旨を申告し、当協会は申告された情報を「貸付自粛情報」として個人信用情報機関(※)に登録します。

(※) 株式会社日本信用情報機構(JICC)、株式会社シー・アイ・シー(CIC)、全国銀行個人信用情報センター

本制度は、当協会の独自の取組みとして協会設立当初から実施しているものですが、2019年3月からはギャンブル等依存症対策態勢整備の一環として、全国銀行協会とも連携しています。

協会ホームページ
(貸付自粛制度)



■ 申告の方法は「Web 申告」「郵送による申告」「来協による申告」

「Web 申告」は協会ホームページの申告フォームから、貸付自粛制度の利用を申告していただくものです。スマートフォンやパソコンから24時間いつでも利用可能です。

詳しくは協会ホームページをご覧ください。貸金業相談・紛争解決センター又は最寄りの協会支部にお問い合わせください。



日本貸金業協会への加入について

貸金業の健全化と発展に向けて
未加入業者に協会加入を勧めています

日本貸金業協会は、資金需要者等に安心してご利用いただける貸金業界を目指し、協会未加入の貸金業者に対して協会加入を勧めています。貸金業者が法令の求める法令遵守態勢を独自に整備していくことは、専門的知識が必要な上、時間と労力も要し決して容易なことではありません。未加入業者においては協会の業務支援を受け、早期に必要な法令遵守態勢を整備することが望まれます。

すべての貸金業者が協会に加入し、協会の自主規制機能のもとで、貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護が図られることが社会的に期待されています。

協会のシンボルマークが業界の安心と信頼の目印として広く社会に認知されるように、様々な事業活動を行ってまいります。ぜひ協会への入会をご検討ください。



日本貸金業協会の
シンボルマークは
安心・信頼の目印。
協会の証

協会加入を前提とした「支援制度」を設けています

支援制度のご案内

協会は貸金業を新たに始めるため貸金業の登録申請を行うことを考えている方や、登録の更新申請を行おうとしている協会未加入の貸金業者に対して、法令に則った登録申請手続きが円滑に進められるよう、協会加入を前提とした支援制度を設けています。

支援
内容

① 社内規則作成の相談・支援（規程記載例の提供）

▶ 次ページをご参照ください。

② 登録申請書類の作成に関する支援

支援制度や加入申請の窓口を設けています

支援制度・加入申請に関する窓口

問合せ・連絡先

〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル3F

日本貸金業協会 業務部 会員加入促進登録課

TEL.03-5739-3012 FAX.03-5739-3026

受付時間 9:30~17:30(土・日・祝休日・年末年始を除く)

日本貸金業協会ホームページ

<https://www.j-fsa.or.jp/association/join/>

「入会のご案内」から加入申請書類をダウンロードできます。

支援制度等
のご案内



社内規則作成の相談・支援（規程記載例の提供）

協会に加入していない場合



協会の自主規制規則と同等の社内規則を
自社で作成しなければなりません。

また、関係法令等が改正される都度、
自社で改正の検討が必要になります。

そもそも
社内規則って
なに

作成する時間
を短縮したい



どこを確認
すればよいか
分からない

どこを改正
すればよいか
分からない

協会に加入した場合

【「社内規則」のひな型（記載例）が利用出来ます】



「社内規則」のひな型を利用できるため、容易かつ適正に社内規則を作成できます。
なお、ひな型は「支援制度」にお申し込ただければ協会加入前からご利用いただけます。



社内規則を一から作成するには、知識と時間がかなり必要だと思っていたので、
ひな型を利用できるのは心強い！

また、関係法令等が改正される都度、最新のひな型が提供されるため、当社の社内規則の更新がスムーズに行えて安心！

支援制度を活用し、協会に加入された方の声



事業者向け貸金業者

貸金業登録理由

資金繰り、資金調達を一括管理するクラウドサービスを新たに展開する

協会への加入理由及び経緯

協会による個別の支援説明会（ZOOM）に参加、社内規則の作成支援をはじめ、協会加入のメリットを費用対効果も考慮した結果、加入。



投資事業有限責任組合

貸金業登録理由

事業承継、事業再生、ベンチャー等の支援を投資目的とした事業を開始

協会への加入理由及び経緯

投資事業有限責任組合を組成する準備段階から、協会職員のアドバイスを受け、協会を信頼し、加入を決めた。
投資事業有限責任組合の場合、年会費が12万円であり、そのうち10万円は、ADR負担金にあてられ、とてもリーズナブルである。

支援依頼に関するご相談・説明（無償）を実施しております



お気軽に
お問い合わせください。
オンライン（Zoom）でも
対応可能です。



写真は、協会ホームページより転載

株式会社日本信用情報機構からのお知らせ

JICC インフォメーション

JICC スマホアプリを10月にリニューアル

JICCは、2023年10月26日に、信用情報の確認と本人確認書類の不正利用防止登録ができるスマートフォンアプリ（JICC スマホアプリ）をリニューアルしました。



「JICC スマホアプリ」リニューアル

より
使いやすい

より
直感的に

デザインを一新するとともに
操作性を見直し、
より簡単に
操作できるようになりました。

JICC スマホアプリのサービス

信用情報の確認

ご自身のローンやクレジット等の契約内容や支払状況等に関する情報を確認できる



不正利用防止の登録

本人確認書類の不正利用防止コメントを登録できる



★お客様が信用情報確認をご希望の際や、本人確認書類の紛失・盗難に遭ってお困りの際など、ぜひご利用をご案内ください。







データでみる JICC

2023年度第3四半期までの実績をまとめました。

詳細は、当社ウェブサイト (<https://www.jicc.co.jp/aboutus/credit-info/statistics>) をご参照ください。

■ 加盟会員の状況

	23年3月末	23年12月末	増減
総加盟会員数(社)	1,293	1,274	▲19
内 加入貸金業者数(社)	798	777	▲21

■ 照会の状況

	22年度4~12月	23年度4~12月	前年度同期比
総照会件数(万件)	10,214	11,285	110.5%
内 加入貸金業者からの照会数(万件)	8,084	9,022	111.6%

■ 登録の状況

	23年3月末	23年12月末	増減
[総登録情報]			
総登録件数(万件)	46,478	47,775	1,297
登録残高の合計額(億円)	2,769,830	2,895,672	125,842
[貸金業法対象情報]			
登録人数(万人)	1,720.1	1,729.8	9.7
登録件数(万件)	2,946.6	3,004.4	57.8
登録残高の合計額(億円)	94,104	96,530	2,426

■ 信用情報開示の状況

	22年度4~12月	23年度4~12月	前年同期比
開示件数(件)	81,867	90,102	110.1%

■ 2023年度の新規加盟会員

5月	奄美信用組合 GeNiE(株) (株)USEN	9月	フィナンシャルエース(株) (株)REVOLUTION FINANCE Jトラストグローバル証券(株) (株)アルファ フィンテック(株)
6月	興和アシスト(株) マネックス証券(株) こくしん	10月	福栄商事 北国総合リース(株)
8月	ヤマワケレンディング(株) (株)クレデンス	11月	賃住保証サービス(株) (株)いえらぶパートナーズ
		12月	(株)ヤモリ (株)スマートクレジット

新規加入会員のご紹介 2023年9月～2024年2月

～日本全国に広がる協会の輪～



日本貸金業協会の
シンボルマークは
安心・信頼の目印。
協会の証

2023年9月から2024年2月の6か月間に、
次の29業者が日本貸金業協会に加入しましたので
ご紹介いたします。

【注】掲載内容は、理事会加入承認時点のものです(敬称略)。
最新情報は、協会ホームページの協会会員情報をご覧ください。

協会会員情報



令和5年度第7回理事会 承認分(令和5年9月20日開催)

協会番号	登録番号	商号又は名称	代表者	本店所在地
1	006291	東京都知事(1)第31956号 aviner株式会社	山中 秀介	東京都
2	006292	大阪府知事(1)第13024号 株式会社おおきにファンディング	植松 佳織	大阪府

令和5年度第8回理事会 承認分(令和5年10月18日開催)

協会番号	登録番号	商号又は名称	代表者	本店所在地
1	006293	東京都知事(2)第31820号 アークサービス株式会社	松田 康広	東京都
2	006294	東京都知事(1)第31907号 META Capital株式会社	税所 篤	東京都
3	006295	東京都知事(1)第31957号 アスコット・キャピタル株式会社	三橋 悟郎	東京都
4	006296	東京都知事(1)第31958号 株式会社ヤモリ	藤澤 正太郎	東京都
5	006297	東京都知事(1)第31959号 ポストコロナ・リカバリー投資事業有限責任組合	ポストコロナ・リカバリー 株式会社	東京都
6	006298	東京都知事(1)第31960号 株式会社まるさんかくしかく	芝本 米司	東京都
7	006299	群馬県知事(1)第01221号 ぐんま地域共創2号投資事業有限責任組合	ぐんま地域共創パート ナース株式会社	群馬県
8	006300	京都府知事(1)第03426号 松栄	松岡 後天	京都府
9	006301	沖縄県知事(6)第04148号 ミヤオキ	宮國 哲也	沖縄県

令和5年度第9回理事会 承認分(令和5年11月15日開催)

協会番号	登録番号	商号又は名称	代表者	本店所在地
1	006302	東京都知事(1)第31835号 バンク・オブ・テック株式会社	山野 弘司	東京都
2	006303	東京都知事(1)第31963号 株式会社UPSIDER Capital	宮城 徹	東京都
3	006304	東京都知事(1)第31964号 株式会社SCHOLA	高田 幹生	東京都
4	006305	沖縄県知事(1)第04260号 朝日ファイナンシャル株式会社	普久原 朝章	沖縄県
5	006306	東京都知事(2)第31834号 オーテック	田中 利巳	東京都
6	006307	沖縄県知事(1)第04259号 エースプラン	知名 宏晃	沖縄県

令和5年度第10回理事会 承認分(令和5年12月20日開催)

協会番号	登録番号	商号又は名称	代表者	本店所在地
1	006308	東京都知事(3)第31672号 住宅ローン診断カンパニー株式会社	前田 一人	東京都
2	006309	東京都知事(1)第31962号 MUFGTレーディング株式会社	市川 寿史	東京都
3	006310	神奈川県知事(1)第05054号 株式会社スマートクレジット	小島 功之	神奈川県
4	006311	大阪府知事(1)第13025号 株式会社Ambos	齊木 康久	大阪府
5	006312	大阪府知事(1)第13027号 株式会社百計	浅山 茂則	大阪府

令和5年度第11回理事会 承認分(令和6年1月17日開催)

協会番号	登録番号	商号又は名称	代表者	本店所在地
1	006313	東京都知事(1)第31965号 VILA BUSINESS株式会社	ジン ジョンソン	東京都
2	006314	東京都知事(1)第31966号 株式会社BPO	古市 勝久	東京都

令和5年度第12回理事会 承認分(令和6年2月21日開催)

協会番号	登録番号	商号又は名称	代表者	本店所在地
1	006315	東京都知事(2)第31833号 株式会社インフィニティエージェント	岡田 裕平	東京都
2	006316	東京都知事(1)第31969号 株式会社Rooom	遠藤 周作	東京都
3	006317	大阪府知事(1)第13028号 信和コミュニティ株式会社	井上 康隆	大阪府
4	006318	東京都知事(12)第11071号 ユーノス	鈴木 清彦	東京都
5	006319	京都府知事(1)第01474号 八坂信販	飛谷 亜由	京都府

中立・公正な立場からあるべき貸金市場を実現する

～業界の自主規制機能を担う日本貸金業協会～

日本貸金業協会は、2007年12月、貸金業法に基づく自主規制機関として内閣総理大臣の認可により設立され、その事業目的を、「貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること」(定款第4条)と規定しております。この目的に沿い設立以来、関係機関との緊密な連携のもと、業界の健全化を力強く推し進めてまいりました。

貸金業法では、貸金業を金融市場の重要な担い手として位置付けております。当協会は、健全な資金の供給によって国民経済の発展に貢献し、社会から信頼され、資金需要者の皆さまに安心してご利用いただける貸金市場を実現していくため、すべての貸金業者の皆さまと共に力を合わせ、当協会が担う役割を果たしてまいりたいと考えております。

日本貸金業協会の概要

▶ **名称**
日本貸金業協会
(英文名: Japan Financial Services Association)

▶ **設立日**
2007年12月19日

▶ **所在地**
〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号
二葉高輪ビル2F・3F

▶ **電話番号**
03-5739-3011 (代表)

▶ **相談・紛争解決窓口**
0570-051-051

▶ **ホームページ**
<https://www.j-fsa.or.jp>

▶ 国の指定及び認定等

- **指定試験機関**
2009年6月18日付で、貸金業法第24条の8第1項の規定に基づく貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う「指定試験機関」として内閣総理大臣の指定を受けました。
- **認定個人情報保護団体**
2010年3月31日付で、個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づく「認定個人情報保護団体」として金融庁長官から認定を受けました。
- **指定紛争解決機関**
2010年9月15日付で、貸金業法第41条の39第1項の規定に基づく「指定紛争解決機関」として金融庁長官から指定を受けました。
- **登録講習機関**
貸金業法第24条の36第1項の規定に基づく「登録講習機関」として金融庁長官の登録を受けています。(初回登録日2010年9月30日、以降都度更新)

▶ 役員体制 ※2023年7月1日現在

公益理事

- **副会長(自主規制会議議長)**
家森 信善 神戸大学経済経営研究所 教授
同 地域共創研究推進センター長
- 垣内 秀介 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
- 田島 優子 弁護士
- 増田 悦子 公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長
- 宮野谷 篤 株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長

会員理事

- **副会長(貸金戦略会議議長)**
木下 盛好 アコム株式会社 代表取締役会長
- **副会長(総務委員会委員長)**
河野 雅明 株式会社オリエントコーポレーション 取締役会長
- 青山 照久 株式会社セゾンファンデックス 代表取締役社長
- 石塚 啓 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役会長
- 片岡 龍郎 東光商事株式会社 代表取締役会長兼社長
- 金子 良平 SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 代表取締役社長

常任理事

- **会長**
倉中 伸
- **副会長**
北角 誠英

会員監事

- 内田 隆司 新生商事株式会社 代表取締役
- 岡本 強 栄光商事株式会社 代表取締役社長

常任監事

- 長谷川 潤

日本貸金業協会の運営方針

「新しい貸金市場を実現するため 中立・公正な信頼される自主規制機関をめざす」

基本理念

1. 健全な資金の供給により国民経済の発展に貢献する
2. 社会から信頼され安心して利用していただける新しい貸金市場をつくる
3. 中立・公正な自主規制機関として自立する

行動指針

1. 社会から信頼される新しい貸金市場をつくろう
2. 自信と誇りの持てる協会にしよう
3. 迅速・丁寧・誠実な対応を心がけよう
4. 無駄をなくして効率的な仕事をしよう
5. 風通しの良い明るい職場にしよう

編集後記



◆日脚が少しずつ伸び、あたたかな日も増えて春の訪れをようやく実感できるようになりました。本号の表紙の絵柄には「春の野原」を選定しています。春の歩みは、「光」「音」、そして「気温」という3段階で進んでいくそうです。日差しが増し、鳥の鳴き声があちこちで聞こえ、気温の上昇とともに色とりどりの花々が咲き誇ります。冬の無彩色から、色彩豊かな春の世界に。誰もが春に希望を感じるのは、まずその色彩からかもしれませんね。（阿部）

◆警察庁によると、SNS型投資詐欺の被害が令和5年の1年間でおよそ278億円にのぼったということです。もし、不幸にも被害に遭われた方々が大事なお金を渡す前に、「金融庁や財務局のホームページで、取引の相手方が金融業を営むための登録等を受けているか確認する」という金融リテラシーを備えていたら。こうした基本動作を徹底することで、回避できる金融トラブルは数多くあると思っています。（戸口）

JFSA 第38号 2024年春号 発行日：2024年3月31日

JFSA 次号は2024年9月に刊行予定です

発行：日本貸金業協会
〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F・3F
電話 03-5739-3011 (代表)

・本誌へのご意見や、送付先住所の変更などは
✉ kouhou@j-fsa.jp (広報課) までご連絡ください。

編集：日本貸金業協会 業務企画部 広報課
電話 03-5739-3013
メールアドレス kouhou@j-fsa.jp

支 部	電話番号	住 所	2024年3月31日現在
北海道支部	011-222-6033	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西6丁目2-6 大樹生命札幌大通ビル 9F	
宮城県支部	022-227-3844	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2-9-7 仙台YFビル 5F	
岩手県支部	019-651-2767	〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-3-6 農林会館 10F	
福島県支部	024-573-5671	〒960-8035 福島県福島市本町5-8 福島第一生命ビルディング 4F	
秋田県支部	018-863-1732	〒010-0951 秋田県秋田市山王6-1-13 山王プレスビル 5F	
青森県支部	017-721-2530	〒030-0862 青森県青森市古川1丁目10-13 AQUA古川1丁目ビル 3F	
山形県支部	023-674-9622	〒990-0033 山形県山形市諏訪町1-1-1 センチュリープレイス山形 8F	
東京都支部	03-5739-3021	〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル 2F	
神奈川県支部	045-227-9518	〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通7番地 合人社横浜日本大通7 8F	
埼玉県支部	048-824-0894	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 3F	
千葉県支部	043-284-4100	〒260-0045 千葉県千葉市中央区弁天1-2-8 四谷学院ビル 4F	
山梨県支部	055-226-7820	〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-20-7 甲府フロントビル 8F	
栃木県支部	028-624-0604	〒320-0032 栃木県宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館 2F	
茨城県支部	029-222-3558	〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル203号室	
群馬県支部	027-260-8582	〒371-0024 群馬県前橋市表町2-18-19 ケヤキテラス 1F	
新潟県支部	025-242-0377	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-1-20 ステーションプラザ新潟ビル8F 808号室	
長野県支部	026-269-0360	〒380-0921 長野県長野市大字栗田2142 倉石ビル 2F	
愛知県支部	052-265-5280	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-6-35 CBC ANNEX 栄 6F	
静岡県支部	054-255-8484	〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町3-11 しずおか焼津信用金庫追手町ビル 4F	
三重県支部	059-226-9777	〒514-0006 三重県津市広明町112-5 第3いけだビル 4F	
岐阜県支部	058-253-2959	〒500-8882 岐阜県岐阜市西野町7-4 吉光ビル	
石川県支部	076-231-1200	〒920-0901 石川県金沢市彦三町2-5-27 名鉄北陸開発ビル 9F	
福井県支部	0776-21-5508	〒910-0006 福井県福井市中央1-6-17 中央タワーパーキングビル 3F	
富山県支部	076-444-2324	〒930-0005 富山県富山市新桜町6-24 COI富山新桜町ビル 3F	
大阪府支部	06-6260-0921	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場一丁目16-20 ムラキビルディング 3F	
京都府支部	075-257-7490	〒604-8162 京都府京都市中京区丸太町通錦山通七軒音町637 インターワンプレイス丸太 4F	
兵庫県支部	078-392-3781	〒650-0021 兵庫県神戸市中央区三宮町3-7-6 神戸元町ユニオンビル 5F	
奈良県支部	0742-23-9535	〒630-8215 奈良県奈良市東向中町6番地 奈良経済会館 4F	
和歌山県支部	073-499-6651	〒640-8331 和歌山県和歌山市美園町4-81-1 SOPHIA 和歌山イーストプラザI号館 2F	
滋賀県支部	077-525-3860	〒520-0044 滋賀県大津市京町1-3-44 イイダビル 2F	
広島県支部	082-546-0136	〒730-0021 広島県広島市中区胡町4-28 胡町ビルディング 7F	
山口県支部	083-973-6220	〒754-0011 山口県山口市小郡御幸町5-24-202 ワイズビル 2F	
岡山県支部	086-803-0001	〒700-0824 岡山県岡山市北区内山下2-2-2 第七小野ビル 4F	
鳥取県支部	0857-26-2430	〒680-0831 鳥取県鳥取市栄町217	
島根県支部	0852-24-2229	〒690-0002 島根県松江市大正町414 スズキビル 2F	
香川県支部	087-833-0888	〒760-0018 香川県高松市天神前10-1 高松天神前ビル 4F	
愛媛県支部	089-946-4000	〒790-0001 愛媛県松山市一番町1-15-2 松山一番町ビル 3F	
徳島県支部	088-622-7833	〒770-0841 徳島県徳島市八百屋町1-14 グラン徳島ビル 4F	
高知県支部	088-824-1495	〒780-0870 高知県高知市本町2-2-29 畑山ビル 6F	
熊本県支部	096-322-3640	〒860-0845 熊本県熊本市中央区上通町7-32 熊本県蚕糸会館内	
大分県支部	097-573-8080	〒870-0034 大分県大分市都町1-1-23 TKフロンティアビル 7F	
鹿児島県支部	099-298-9195	〒892-0828 鹿児島県鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル 4F	
宮崎県支部	0985-35-6256	〒880-0803 宮崎県宮崎市旭1-6-17 マリンビル 2F 2-C	
福岡県支部	092-721-0117	〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴2-2-3 サンライフ赤坂Bldg. 3F	
佐賀県支部	0952-23-7375	〒840-0842 佐賀県佐賀市多布施1-10-18	
長崎県支部	095-824-5503	〒850-0841 長崎県長崎市銅座町14-9 ICNビル 7F	
沖縄県支部	098-866-0555	〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-10-16 沖縄バス本社ビル 207号室	



日本貸金業協会の
シンボルマークは
安心・信頼の目印。
協会員の証

日本貸金業協会のシンボルマークは「譲葉(ゆずりは)」の花言葉「新生」をモチーフに図案化したものです。古い葉から新しい葉に生まれ変わり、上に向かって伸びていく様子を「V」の形で表したもので、「今まで築き上げてきたものを大切にしながら新しく発展していく協会でありたい」という思いをこめています。

この協会員の証であるシンボルマークが『安心・信頼の目印』としての役割を果たしています。

日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

日本貸金業協会 

<https://www.j-fsa.or.jp>

〒108-0074
東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル

本 部	電話番号
総 務 部 (協会の総務・人事・経理、ホームページID・パスワードに関する事)・ (事業計画・立案、予算管理、部門間調整に関する事).....	03-5739-3011
業 務 部 (協会加入・退会、会費、支部運営に関する事).....	03-5739-3012
業 務 企 画 部 (調査研究、広報、建議要望、マスコミ対応に関する事).....	03-5739-3013
金融リテラシー向上コンソーシアム推進室 (金融リテラシー向上コンソーシアムの推進支援に関する事).....	03-5739-3016
教 育 研 修 部 (消費者啓発、金融経済教育、業務研修に関する事).....	03-5739-3018
会 員 業 務 部 (自主規制、業務に関する相談).....	03-5739-3014
(広告審査に関する事).....	03-5739-3254
(利用協会員に対する特定情報等の提供に関する事).....	03-5739-3017
規 律 審 査 部 (法令等違反の届出に関する事).....	03-5739-3034
監 査 部 (協会員の監査に関する事).....	03-5739-3015
貸金業相談・紛争解決センター (消費者等からの相談・苦情・紛争解決に関する事).....	03-5739-3861

資格試験に関するお問合せ窓口	TEL.03-5739-3867	9時30分～12時 13時～17時30分
主任者登録に関するお問合せ窓口	TEL.03-5739-3330	(土・日・祝日、年末年始を除く)
登録講習に関するお問合せ窓口	TEL.03-6450-3023	
相 談 ・ 苦 情 ・ 紛 争 解 決 窓 口	TEL.0570-051-051	中立公正な立場から解決を支援します。 受付時間 9:00～17:00(土・日・祝休日、年末年始を除く)